

SGEC 文書（森林管理認証基準・指標・ガイドライン）の一部改正

改正規格	旧規格
<p>SGEC 文書 3 5-1-5</p> <p>森林管理者は、日本国の先住民族であるアイヌ民族について、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されているような、権利享有者の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意（FPIC）なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに森林管理をしなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない（PEFC 認証規格「ST 1003:2010-5.6.4」）。</p> <p>森林管理者は、固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所について、当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理しなければならない（PEFC 認証規格「ST 1003:2010-5.6.6」）。</p> <p>確立された枠組の認識においては、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法、これまで及び今後の「アイヌ政策推進会議」の決定事項等にも留意しなければならない。</p> <p>北海道においては、森林がアイヌ民族の文化等と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定におけるアイヌの人々の FPIC を確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。</p> <p>注意書1: FPIC: Free, prior and informed consent（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）</p> <p>注意書2: 1997年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（通称「アイヌ文化振興法」）」が制定された。2007年、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008年6月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で採択されると、政府もアイヌ民族が日本国の先住民族であると認め、内閣官房長官が「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。2009年7月に提出された同懇談会報告書は、「アイヌの人々が先住民族であるという認識」、すなわち「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強</p>	<p>SGEC文書 3 5-1-5</p> <p>森林管理者は、日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から、ILO169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び人種差別撤廃条約を遵守するとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</p> <p>北海道にあっては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー（利害関係者）であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴き、協議する手順・仕組を持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決を図るための手順・仕組を併せて持たなければならない。</p> <p>この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。</p> <p>注意書1: 本基準の運用に当たっては、PEFCの規正文書に準拠するとともに、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。</p> <p>注意書2: FPIC: Free, prior and informed consent（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）</p> <p>注意書3: アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政</p>

い責任がある」という認識に基づいてアイヌ政策を展開していくことが必要とし、いくつかの具体的政策を提言している。2009年12月には内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、同報告書の提言の具体化に向けた検討が進められている。

注意書3：北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課が実施している「北海道アイヌ生活実態調査」の報告書において「調査対象とした世帯数・人数」が公表されているが、この数値は、生活実態調査に回答したアイヌの世帯数・人数であり、北海道に居住するアイヌの世帯数・人数ではない。したがって、「振興局別調査対象とした世帯数・人数」において「0（ゼロ）」又は「-」と表記されている地域内にもアイヌの人々が居住している可能性があり、当該地域内の森林管理計画の策定においても、アイヌの人々のFPICを確保するよう努めなければならない。

附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 2015.3.25 一部改正 この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の 規定によることができるものとする。

附則 3 2015.10.14 及び 2015.12.10 一部改正 この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4 この改正文書（2016.2.10 日改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 5 この改正文書（2016.10.14 日改正）は、2016 年 11 月 1 日から施行する。但し 2017 年 1 月 1 日までは移行期間とすることができる。

附則 6 この改正文書（2018.11.1 日改正）は、2018 年 11 月 1 日から施行する。
但し 2018 年 12 月 31 日までは移行期間とすることができる。

策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 2015.3.25 一部改正 この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の 規定によることができるものとする。

附則 3 2015.10.14 及び 2015.12.10 一部改正 この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4 この改正文書（2016.2.10 日改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 5 この改正文書（2016.10.14 日改正）は、2016 年 11 月 1 日から施行する。但し 2017 年 1 月 1 日までは移行期間とすることができる。

参照

ST 1003:2010 PEFC国際規格 持続可能な森林管理－ 要求事項（抜粋）

5.6.4 Forest management activities shall be conducted in recognition of the established framework of legal, customary and traditional rights such as outlined in ILO 169 and the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, which shall not be infringed upon without the free, prior and informed consent of the holders of the rights, including the provision of compensation where applicable. Where the extent of rights is not yet resolved or is in dispute there are processes for just and fair resolution. In such cases forest managers shall, in the interim, provide meaningful opportunities for parties to be engaged in forest management decisions whilst respecting the processes and roles and responsibilities laid out in the policies and laws where the certification takes place.

5.6.4 森林管理活動は、独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）及び先住民族の権利に関する国際連合宣言に明記されているような、権利享有者の自由な、事前の及び十分な情報に基づく合意なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに実施されなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない。

5.6.6 Sites with recognized specific historical, cultural or spiritual significance and areas fundamental to meeting the basic needs of local communities (e.g. health, subsistence) shall be protected or managed in a way that takes due regard of the significance of the site.

5.6.6 固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所は、当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理されなければならない。

2018年度第2回評議委員会・理事会 2018年11月1日

SGEC運用文書「3」-1の「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続改正

改正規格	旧規格
<p>SGEC 運用文書「3」-1</p> <p>「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続</p> <p>1 方針</p> <p>アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」5-1-5に基づき、アイヌの人々の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意(FPIC)を確保するため、アイヌの人々又はその地域組織等と協議しなければならない。また、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成された若しくは生成されつつある慣習法における権利にも留意しなければならない。</p> <p>2 認証審査手続</p> <p>「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査においては、森林管理者がアイヌの人々のFPICを確保しているかを確認するため、以下の項目について審査する。</p> <p>(1) 森林管理者は、当該管理地域に所在するアイヌの人々又はその地域組織等をステークホルダー(利害関係者)として特定していること。ステークホルダーの特定に当たっては、公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会する等、必要な調査をしていること。</p> <p>(2) 森林管理者は、前項で特定されたステークホルダーに対し、説明会又は通信手段等により、認証を取得する森林に係る森林管理計画(立木の伐採、林道開設等の計画)について説明し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議していること。ステークホルダーを特定できなかった場合、森林管理者は、森林管理区域が所在する市町村に森林管理計画を説明し、地域住民が行政を通じて森林管理計画を知ることができるように努めていること。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たり、以下の事項について十分に配慮していること。</p> <p>① 当該森林内における狩猟並びに染料、原料及び食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。</p> <p>② 当該森林内におけるチノミシリ(祈りの場)等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。</p> <p>③ その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。</p>	<p>SGEC 運用文書「3」-1</p> <p>「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順</p> <p>1 方針</p> <p>アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、アイヌ民族が独自の文化とアイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもと、森林に係るアイヌ文化を尊重することを基本とし、「独立国における原住民及び種族民に関する条約(IL0第169号)」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を尊重するとともに、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法の関連条項を遵守し、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつつある慣習法における権利に十分留意しつつ、FPIC(自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行うこととする。</p> <p>2 認証審査プロセス</p> <p>「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査においては、以下のプロセスにより、森林管理者がFPICに従って公正に説明・協議を実施しているかを確認する。</p> <p>(1) 森林の管理者(以下「森林管理者」という。)は、当該地域に所在するアイヌの人々の地域組織をステークホルダー(利害関係者)として特定しなければならない。地域組織の特定に当たっては、関係市町村や北海道アイヌ協会等の関係団体に照会する等、必要な調査を実施しなければならない。</p> <p>(2) 森林管理者は、前項で特定されたアイヌの人々の地域組織に対し、認証を取得する森林に係る森林管理計画(立木の伐採、林道開設等の計画)について、説明会若しくは通信手段等により説明し、協議しなければならない。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たって、以下の事項について特に配慮しなければならない。</p> <p>① 当該森林内における狩猟、染料や食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。</p> <p>② 当該森林内におけるチノミシリ(祈りの場)等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。</p> <p>③ その他当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。</p>

＜参考資料＞ 北海道教育委員会

- ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・アイヌ民族の遺跡リスト
- ・（２）の配慮事項に関連するその他のアイヌ関係資料

（３） 前項の協議がまとまらない場合、市町村等の関係機関に助言等を求め、又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が適正かつ公正にまとまるよう努めていること。

（４） 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織等との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存していること。また、必要に応じて、双方が確認した書面を作成していること。

注意書：本審査手順については、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ、来年度以降も継続して検討する。

附則

1 2016年10月14日制定 施行

2 2017年9月26日制定 施行

但し、2018年3月31日まで移行期間とすることができる。

附則 2

2018年11月1日制定 施行

但し 2018年12月31日までは移行期間とすることができる。

＜参考資料＞ 北海道教育委員会

- ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・アイヌ民族の遺跡リスト
- ・（２）の配慮すべき事項に関係のあるその他のアイヌ関係資料

（３） 前項の協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求めると共に、必要に応じて現地調査、文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が公正にまとまるよう努めなければならない。

（４） 森林管理者は、アイヌの人々の地域組織との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存しなければならない。なお、必要に応じて、双方が確認した書面を作成しなければならない。

注意書1：本基準の認証審査手順に関しては、「PEFC国際規格の持続可能な森林管理— 要求事項 (PEFC ST 1003:2010) 5.6.4 森林管理行為」に準拠するものとする。

注意書2：本審査手順は、来年度以降も、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ更に検討することとする。

附則

1 2016年10月14日制定 施行

2 2017年9月26日制定 施行

但し、2018年3月31日まで移行期間とすることができる。